

富山県医師会長
富山県歯科医師会長
富山県薬剤師会長 } 殿

富山県厚生部健康対策室健康課長

マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用できるようにする取組（Public Medical Hub：PMH）について

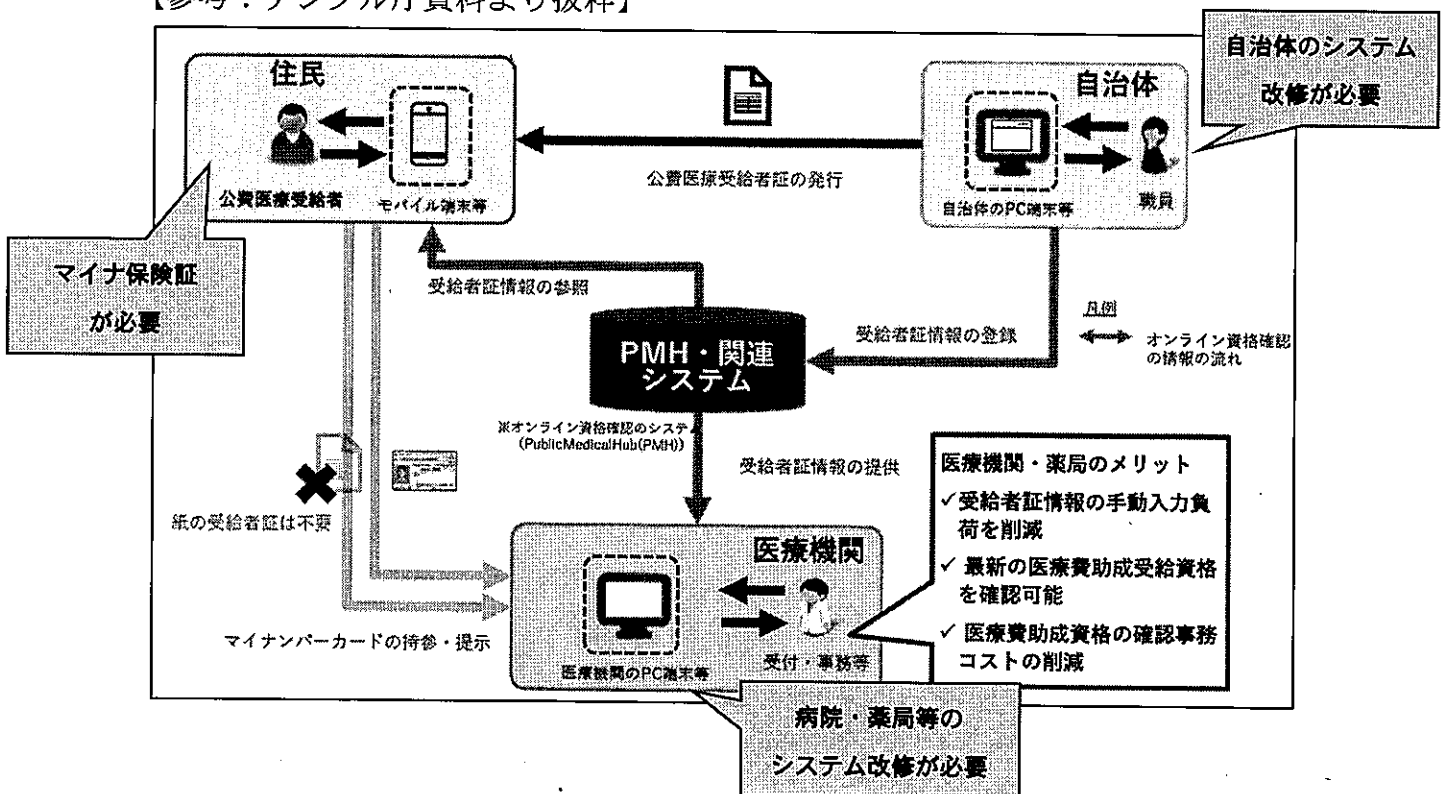
時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より本県の厚生行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたします。
つきましては、会員への周知にご配慮賜りますとともに、本事業の円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 PMH（Public Medical Hub）の概要

国の医療DX施策の1つとして、公費負担医療等において、マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用できるようにする取組（PMH：Public Medical Hub）が開始されています。

【参考：デジタル庁資料より抜粋】



2 本県の対応状況

本県では、デジタル庁の令和6年度先行実施事業を活用し、次の公費負担医療制度のシステムの改修を行いました。これにより、以下のとおり、PMHへ受給者情報の連携が可能となります。

(1) 本県において対応済みの公費負担医療制度（令和7年3月時点）

- ・ 特定医療費（難病の患者に対する医療等に関する法律）
- ・ 小児慢性特定疾病医療費（児童福祉法）※富山市で認定を受けている方は除く
- ・ 自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

(2) 運用開始日（本県システムからPMHシステムへのデータ連携の開始日）

令和7年3月25日

(3) 留意事項

- ・ 従来 of 紙の受給者証は、引き続き交付いたします。
- ・ マイナンバーカードを受給者証として利用するためには、健康保険証としての利用登録がされていること（マイナ保険証）が必要です。
- ・ 自己負担上限額管理票は、現状電子化されていないため、引き続き記入のご対応をお願いします。

【参考情報】

○デジタル庁ホームページ

（自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

○富山県ホームページ（マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用できる事業について）

<https://www.pref.toyama.jp/120501/pmh.html>

3 医療機関における対応について

各医療機関・薬局において本事業を利用するためには、PMHシステムに接続するためのシステム改修が必要となります。システム改修費については、国において補助金が準備されています。詳細は、以下のデジタル庁ホームページよりご確認ください。（現時点では受付終了と記載がありますが、厚生労働省の令和6年度補正予算において同内容の補助金を念頭に置いた予算が計上されており、今後案内がある予定です。）

○デジタル庁ホームページ

（自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）

<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>

【事務担当】

<特定医療費（指定難病）> 疾病・難病担当 TEL 076-444-4513

<小児慢性特定疾病医療費> 健康増進・歯科保健担当 TEL 076-444-3238

<自立支援医療> 精神保健福祉担当 TEL 076-444-3223